

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、三宅島の噴火による降灰（礫）・溶岩・有毒ガス・泥流及び地殻変動（以下「火山現象」という。）により、災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、地域住民等の生命・身体および財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づき関係機関の協力を得て、災害予防・災害応急対策・災害復旧等必要な措置を実施することを目的とする。

なお、火山現象の中でも、平成21年4月現在においても放出が続いている火山ガス（二酸化硫黄）に対しては、特に重点的に対策を定めるものである。

第2節 計画の範囲

この計画に係る地域は、三宅村全域とする。

第3節 用語の定義

この計画において、用語の定義等は次の各号のとおりとする。

- 1 条 例：「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」（資料5）をいう。
- 2 規 則：「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例施行規則」（資料6）をいう。
- 3 火山ガス：本編では特に断りのない限り二酸化硫黄のことをいう。
- 4 噴火警報：気象業務法第13条の規定により、気象庁本庁が、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。
- 5 噴火予報：気象業務法第13条の規定により、気象庁本庁が、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は噴火予報で発表する。
- 6 噴火警戒レベル：火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

三宅島の噴火警戒レベルを下表及び別表1に示す。

	名称	略称	対象範囲	発 表 基 準	噴火警戒 レベ ル (警戒事項等)
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まつてきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
	噴火警報 (火口周辺)		火口から居住地域近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
			火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)

噴火予報	噴火予報	-	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (平常)
------	------	---	------	---	--------------

7 火山情報等

・火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数等の火山活動の状況を知らせる場合に、気象庁本庁が発表する。

・火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、気象庁本庁が必要に応じ作成し、発表する。

・週間火山概況

過去1週間の火山活動を取りまとめた資料。現状及び今後の防災上の留意事項も記載。

・月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況及びその解説を取りまとめた資料。

8 短期的健康影響基準： 条例第2条に定める、規則で定める人の健康に短期的な影響を与えるおそれがある二酸化硫黄濃度の基準をいう。

9 高感受性者： 条例第2条に定める、火山ガスに対する感受性が高く、比較的低濃度で影響を受けやすいと考えられる、ぜん息等の呼吸器疾患や循環器疾患のある人や、新生児・乳児・妊婦等、または帰島前健康診断第二次判定あるいは帰島後の健康診断において、特定された者をいう。

10 要援護者： 単独では迅速な避難が困難で、避難にあたって援護を必要とする者をいう。

11 専門家会議： 条例第8条に定める「三宅村安全確保対策専門家会議」をいう。

第4節 三宅村及び村民等の責務

村民等は、防災訓練等の参加、火山の異常現象を発見した場合の通報・避難についての協力、応急措置への協力等総合的な防災活動の推進に寄与するようつとめなければならない。

また、火山ガスに対する安全確保のため、三宅村及び村民等は、条例第3条及び第4条の規定に基づいて行動をとらなくてはならない。

第5節 他の計画との調整

この計画の実施にあたっては、他の機関が行う防災活動との間の調整を図り、計画の効果、かつ円滑な実施の推進に努めるものとする。

第6節 計画の周知徹底

この計画は速やかに関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要施設管理者に周知徹底させるものとする。

計画のうち特に必要な事項は、住民等に周知徹底を図るものとする。

第7節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められる時は修正するものとする。

第8節 火山災害の履歴

三宅村でこれまでに発生した主な火山災害は次のとおりである。

西暦	年号	活動の内容	活動期間
1085年	応徳2年	噴火	
1154年	久寿元年	噴火	
1469年	文明元年	噴火	
1535年	天文4年	噴火	
1595年	文録4年	噴火	
1643年	寛永20年	溶岩は海中へ約1km流出。阿古村（現在の位置とは異なる）は全村焼失。旧坪田村は風下のため火山灰、焼石が多数降り、人家、畑を埋めた。	約3週間
1712年	正徳元年	山麓（？）で噴火、溶岩が海中にまで流出。阿古村では泥水の噴出で多くの家屋埋没。牛馬死亡。	約2週間
1763年	宝暦13年	雄山山頂噴火、阿古村薄木でも噴火。	約6年間
1811年	文化8年	北側山腹噴火。	約1週間
1835年	天保6年	西山腹の笠地付近で噴火、噴石、溶岩流。	約10日間
1874年	明治7年	神着村南方の山中で噴火。溶岩は北方に流れ海に5000m ³ の新しい陸地をつくる。人家45戸が溶岩に埋没。死者1。	約2週間
1940年	昭和15年	7月12日北東山腹より噴火、溶岩流出。14日から山頂噴火。多量の火山灰、火山弾放出。死者11、負傷20、牛の被害35、全壊・焼失家屋24、その他被害大。	約25日間
1962年	昭和37年	8月24日北東山腹の海拔200～400m付近から噴火。多数の火孔から溶岩を海中にまで流出。噴火は30時間で終了したが、噴火中から有感地震頻発。焼失家屋5棟、山林耕地等に被害。	約30時間
1983年	昭和58年	10月3日南西山腹に生じた割れ目から噴火。溶岩噴泉、溶岩流。島の南部でマグマ水蒸気爆発が発生し、多量の岩塊が周辺に落下。溶岩流で阿古地区的住宅の埋没・焼失約400棟。山林耕地等にも被害。総噴出量2000万トン。	約15時間
2000年	平成12年	6月26日から地震活動が始まり、27日に西方沖で海底噴火を確認。7月8日雄山山頂で噴火が始まり、7月14～15日、8月10、13、14、18、29日に噴火。山頂カルデラ内に直径約1.6km、深さ約450mの陥没孔が出現。降灰、噴石はあるが溶岩は噴出せず。低温の火碎流発生。火山灰多量。火山性ガスの噴出は1日あたり数万トンに及ぶ。全島民約3,800人が島外避難。火山活動は継続中。	継続中

第2章 災害予防計画

第1節 火山現象の観測体制

火山の活動状況を常時把握することにより、火山活動による災害発生の帽子、被害の低減や住民の避難対策等の火山現象に対する対策を推進する。その観測体制においては、国及び東京都と十分に連携を図るものとする。

1 国及び都の火山観測体制

国及び都の火山観測体制について、その観測機器を次に示す。

東京都	気象庁	国土地理院	防災科学技術研究所
・地震計 ・傾斜計 ・水位・水温計	5 2 3	・地震計 ・空振計 ・傾斜計 ・GPS ・震度計 ・遠望カメラ ・全磁力計	5 4 1 4 2 4 5

(注) 1 数字は設置数

2 村の火山観測体制

村は、火山観測として、1箇所の地震計観測と、条例第2条題の号の規定された観測点で火山ガス濃度に対する定点観測を行う。また、必要に応じた観測体制の整備を推進し、火山活動を十分監視できる体制に勤める。

第2節 規制区域

1 規制区域の内容及び範囲

村長は、村民等の安全を確保するために、条例第5条の規定に基づく規制区域を設定する。規制区域の範囲は、規則第4条に規定されるとおりとし、規制区域の位置は【資料2】に示す。

2 立入の許可

規制区域への立ち入りは、条例第5条第1項及び第6条第1項第2号の規定に基づく特定の場合のみとし、規制の規定に基づいて許可するものとする。

3 噴火時等の規制区域の内容及び範囲

村長は、気象庁本府発表の噴火警報等の噴火警戒レベルに応じた規制を行う。

噴火警戒レベルに応じた対応は、次のとおりとする

噴火警戒レベル	キーワード	対象範囲	備考
レベル5	避難	山頂火口で噴火の場合は、山頂火口内から居住地域までの範囲	別図1・4
レベル4	避難準備	山麓・山腹噴火の場合は、噴火の影響が及ぶ範囲および及ぶおそれのある範囲	

レベル3	入山規制	山頂火口内から居住地域近くまでの範囲 保全対象：手島牧場、火の山峠展望台 都道212号線から雄山環状線側に向かう主要道路(居住地域及び生活道路を除く)	別図1・2・3
レベル2	火口周辺規制	山頂火口内から雄山環状線内側までの範囲 保全対象：なし（今後整備された場合対象とする）	別図1
レベル1	平常	山頂火口内：雄山山頂にある直径約1.6kmの火口及火口縁から海岸方向に概ね100mまでの範囲	別図1

第3節 警戒区域の設定

村長は、特に必要があると認めるときは、法第63号の規定により警戒区域設定するものとする。

第4節 火山現象に関する情報の収集及び伝達

1 村の対応

村長は気象庁が発表する噴火警報等を別図5「噴火警報等伝達系統図」により迅速、かつ的確に伝達し、地域住民及び関係機関等に周知させるものとする。

なお、火山ガスに対する情報の収集及び伝達は、第6節により行う。

2 村民等の対応

火山の異常現象を発見した者は、直ちに三宅村役場・各出張所または、三宅島警察署・各駐在所に通報する。

第5節 火山ガスに対する監視及び自動発報システム等

2000年7月の噴火により火山ガスの放出が続いていることから、火山ガスの状況を正確に観測し情報提供すること画住民の安全確保に必要不可欠である。しかしながら、火山ガスの濃度の詳細な予測は困難であり、短時間に急激に変化することもある。このため、常時火山ガス濃度を観測し、防災無線による放送とあわせて屋外表示等による情報を提供するとともに、火山ガスの注意が必要な濃度となった場合に、住民にその情報を伝達する仕組みを構築する。また、注意を要する火山ガス濃度は人によって個人差があり、感受性の高い人を対象に情報を伝達するシステムを構築することが必要である。

1 火山ガス観測システム

村は、規則第3条に規定された火山ガス濃度に対する14箇所の定点観測点により、火山ガス濃度の監視システムを構築する。システムにより得られた情報は村民等に迅速に伝達する必要があるため、専用回線等によってオンライン化した監視システムとして整備する。

2 自動発報システム

監視システムにより、火山ガス濃度が短期的健康影響基準を超えた場合、条例第7条第1項の規定による注意あるいは警報の発令が必要である。村は、これら発令情報等を迅速かつ確実に村民等に伝達するための自動発報システムを構築する。

3 受信システム

火山ガスに関する注意報あるいは警報が発令される場合に、情報を確実に伝達するための方法として、村は、受信システムを複数整備する。島内に多数整備済みの屋外拡声子局の他に、戸別受信機や、高感受性者用の携帯型受信機などの整備促進を図る

4 受信システムの補完

システムによる火山ガスに関する発令情報を補完するために、島内に火山ガス濃度表示回転灯

システム等を整備する。

5 システムの安全確保

村は、監視及び自動発報システムの確実な運用を確保するために、停電対策を実施する。

第6節 火山ガスに対する発令基準

村は、火山ガス濃度が短期的健康影響基準を超えた場合、注意報・警報の発令を行う。また、短期的健康基準を下回った場合には、注意報・警報の解除を行う。
これら発令の基準は、規則第1条の規定によるものとする。

第7節 避難場所及び避難施設

避難場所及び避難施設は資料7のとおりである。

第8節 避難の指示等

1 避難・避難準備

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生または、発生するおそれがある場合において、住民及び観光客等の生命、身体を災害から保護するとともに、その他の災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、住民及び観光客等に対し、噴火警戒レベル4（避難準備）の場合には避難準備、噴火警戒レベル5（避難）の場合には避難勧告または指示を行うものとする。

対象とする地域は、地震活動や地殻変動から想定される噴火地点に応じ、噴火警報において別図1及び別図4の地区分けにより示された範囲をもとに判断するものとする。

2 立ち退きの勧告及び指示

火山現象による災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、住民等の生命・体を災害から保護して安全な場所に避難させるため、特に必要があるときは、村長は関係機関と協議連携のうえ、地域住民等に対し、法第60条第1項及び第2項の規定により「立ち退きの勧告、立ち退き及び立ち退き先の指示」をするものとする。

これら措置をとった場合は、本部長（村長）はその旨を地方隊長（支庁長）を経由して都本部長（都知事）に報告するものとする。

3 勧告及び指示の解除

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するものとともに、地方隊長（支庁長）を経由し都本部長（知事）に報告する。

4 権限の委譲

村長が、前項に規定する措置がとれない場合、法第61条第1項の規定により三宅島警察署長は、地域住民に対し、「避難のための立ち退きの勧告、立ち退き先の指示」をするものとする。

5 避難の指示・伝達方法

避難の指示・伝達は、火山ガスに対する自動発報システムを有効に活用するものとする。

第9節 火山ガスに対する避難態勢

村及び村民等は、火山ガスに対する安全確保のため、自助、公助、共助を3本柱とした避難態勢確立に努める

1 村民等の対応行動

村民等は、火山ガスに対する注意報・警報等が発令された場合、条例第7条第2項に定めるところの規則別表2により、行動を行わなければならない。

2 村の対応行動

村は、火山ガスに対する避難等対応行動を迅速に実施できるように、村職員の動員態勢、避難誘導態勢の整備を確立する。

3 自治会組織の対応行動

自治会組織は、避難等緊急時における地域住民の協力態勢確立に努めるものとする。

第 10 節 島外避難

島外避難については、三宅村地域防災計画本編により運営する。

第 11 節 避難場所及び避難方法の周知

村は避難場所及び避難方法について、防災のしおり等のパンフレットを配布するとともに、常に表示板を表示するなど、あらかじめ村民等に周知徹底するものとする。

第 12 節 火山ガスに関する知識の普及及び啓発

村は、条例第 3 条の規定に基づき、村民等の安全確保のために、火山ガスに対する知識の普及と啓発に努める。

1 リスクコミュニケーションの実施

村は、火山ガスから安全を確保するためには、村の安全確保対策と村民の自発的行動が必要であることを村民に理解してもらうため、村がリスク情報を公開して対話の機会とするリスクコミュニケーションを計画的かつ効果的に実施していくことに努める。

2 リスクコミュニケーターの養成

適切なリスクコミュニケーションを実施していくため、村職員や医療専門職、学校教職員などを対象として、リスクコミュニケーターの養成を推進する。

3 マニュアル等の配布

村は、防災のしおり等のマニュアル類を作成し、村民等に配布することで、情報の周知に努める。

第 13 節 高感受性者及び要援護者に関する対策

1 高感受性者対策

高感受性者の火山ガスに対する安全確保のために、個別の対応策について整備推進を図る。

- 1) 小型脱硫装置等による火山ガス対策
- 2) 火山ガスに対する対応行動の策定と避難誘導態勢の整備
- 3) 注意報・警報の確実な受信のための携帯型受信機等の活用
- 4) 個別リスクコミュニケーションの実施

2 要援護者対策

要援護者の火山ガスに対する安全確保のために、個別対応態勢の推進と、個別リスクコミュニケーションを実施する。

第 14 節 健康管理及び医療体制の確保

健康管理及び医療体制は、火山ガスに関する長期的な影響も踏まえ、定期的に健康診断を実施すると共に、計画的な医療体制の推進を図る。

第 15 節 防災訓練の実施

各防災機関等は、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、各種の応急措置が円滑に実施できるよう、必要な訓練を計画し実施するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 実施責任

村長は、火山現象のため村民等が罹災し、応急等の対策を講ずる必要がある場合は、三宅村地域防災計画本編により処置する。

なお、災害救助法が適用された場合の救助は、都知事が行う。ただし、都知事から委任されたとき、または都知事において救出のいとまがないときは、村長がこれを行う。

第2節 災害情報の伝達

村長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害状況を把握するとともに、その情報を直ちに報告するものとする。

第3節 災害対策本部

災害対策本部については、三宅村地域防災計画本編により運営する。

第4節 各機関への出動要請

村長は、災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときは、必要に応じて防災関係機関に出動要請するものとする。

第5節 自衛隊の要請

村長は、火山減少により災害が発生し、地域住民等の生命・身体及び財産を保護するため必要がある場合は、都知事に対し自衛隊の要請をおこなうものとする。

第6節 交通規制

火山現象により交通施設に被害が発生した場合、または救助活動に支障がある場合に必要な交通規制は、三宅島警察署長及び道路管理者がおこなうものとする。

第7節 救助態勢

1 救助要請

村長は、噴火により救助活動が可能であると認めたときは、噴火のため負傷した者、若しくは、生命・身体が危険な状態にある者の救出、または生死不明者の捜索・救出・死体収容等の活動を行うため直ちに、村職員・消防団員をもって避難誘導班を編成し、地域住民等の避難誘導・救出及び救護にあたらせるとともに、協力を要請する。

2 救助連絡調整

各防災機関の長は、緊密な連絡調整を行い、救護活動が総合的活円滑に実施されるようつとめるものとする。

第8節 負傷者の救出及び治療

1 負傷者の救出

火山現象のため負傷し、または生命・身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者の捜索、または救出は、原則として消防団及び警察署が協力して実施する。

2 負傷者の搬送

負傷者は、原則として救急車で搬送するものとするが、必要に応じ警察及び関係機関等の車輌で輸送するものとする。

3 負傷者の治療

負傷者を応急的に収容し治療を施す機関は村の診療所とするが、必要に応じ民間医療機関の協力のもとにおこなうものとする。

第9節 死体の搜索と処理埋葬

死体の搜索・処理埋葬については、三宅村地域防災計画本編に準じて実施する。

第10節 通信施設の復旧

NTT東日本、NTTドコモまたは、東京電力三宅島事務所は、火山現象による被害のため、有線施設および無線施設、送電・電力施設が不通不能となった場合は、直ちに応急復旧活動を行うものとする。

第4章 災害復旧計画

災害復旧の実施においては、原則として管理責任を有するものが当該施設等の計画・復旧にあたるものとする。

第5章 その他

この編にないものは、三宅村地域防災計画本編に準ずるものとする。

別表1 三宅島の噴火警戒レベル

平成20年3月31日運用開始

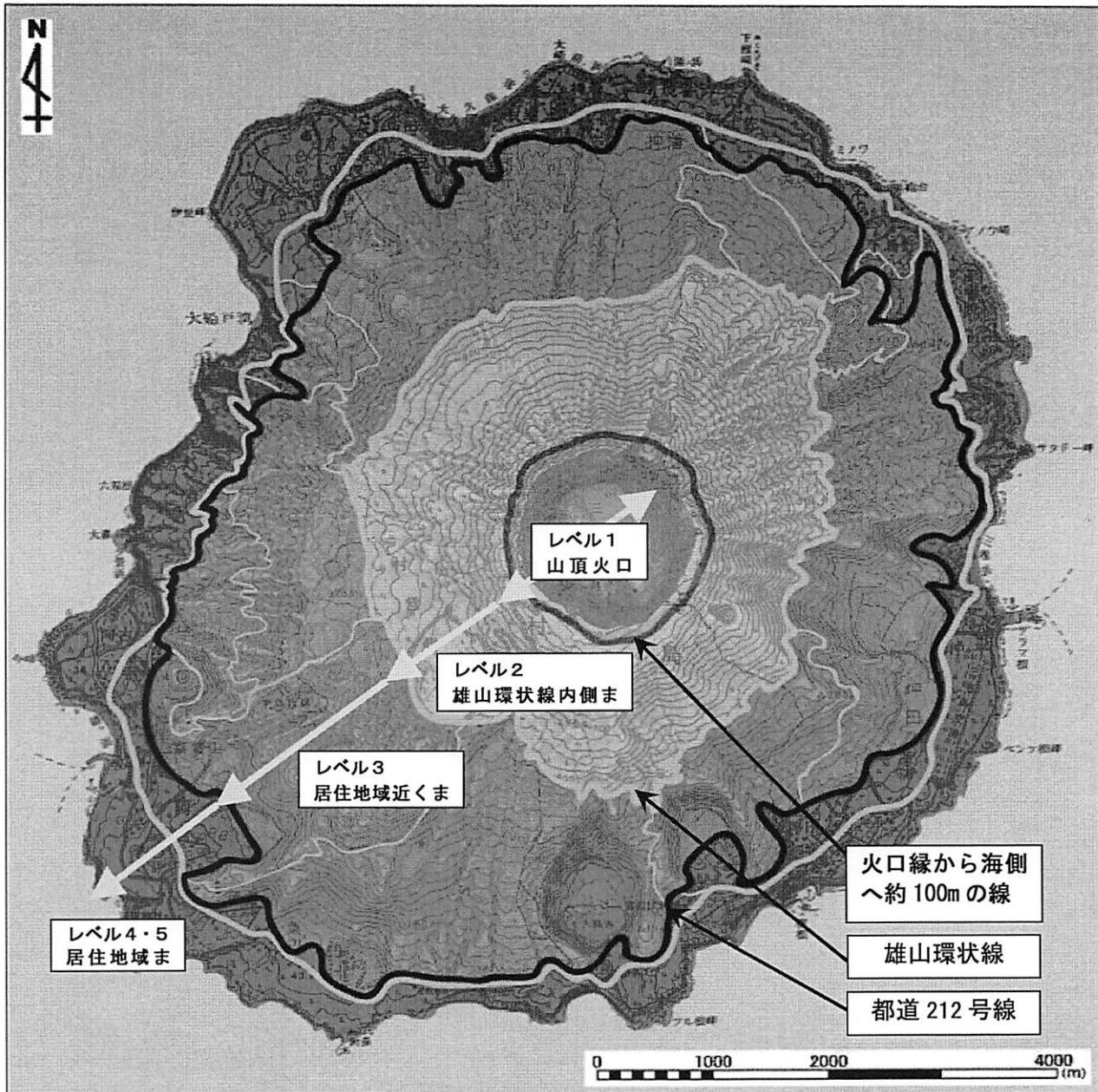
対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応（※）	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 地震多発等により、居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火の発生が切迫している <p>【過去事例】 2000年6月26日19時30分頃～：島内で浅い地震が多発、傾斜変動 1983年10月3日13時58分頃～：島内で浅い地震が多発 1962年8月24日噴火の2時間前～：火山性微動発生、次第に振幅増大 1940年7月：12日の噴火の数日前から地震発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石や火碎流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは到達が切迫、または多量の火山ガス放出により、居住地域に重大な影響を与える状況が継続している <p>【過去事例】 2000年9月中旬～2005年1月：多量の火山ガス放出継続 2000年8月29日：低温火碎流が島北部の居住地域に到達 2000年8月18日：山頂噴火により、居住地域まで大きな噴石飛散の可能性（その後の調査でレベル4に下げる） 1983年10月3日：15時23分頃、南西斜面で噴火。 16時30分頃、新瀬池、新鼻付近で噴火。17時15分頃、溶岩流が居住地域（阿古の都道）に到達 1962年8月24日：北東山腹で噴火、溶岩流が沿岸に到達 1940年7月12日：北東山腹で噴火、溶岩流が居住地域に到達 </p>
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂火口の噴火活動の高まりなどにより、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火に発展する可能性がある <p>【2000年噴火の事例】 8月10日：噴火</p>
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂火口の噴火の拡大等により、居住地域近くまで大きな噴石を飛散させるような噴火に発展する可能性がある <p>【2000年噴火の事例】 7月14日～15日：噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> 山頂火口で噴火が発生し、居住地域近くまで大きな噴石が飛散する <p>【過去事例】 明確な記録なし</p>
火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 (2008年3月現在、山頂火口から雄山環状線内側まで規制中)。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂火口で小噴火が発生する可能性がある <p>2008年3月現在の状況</p> <p>【過去事例】 2008年1月7日：ごく小規模噴火 2006年8月23日：ごく小規模噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> 山頂火口で小噴火が発生し、雄山環状線内側に大きな噴石が飛散する <p>【過去事例】 1940年7月14日朝～：噴火</p>
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性がある

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

注2) 火山ガスの多量放出によるレベル5（避難）の設定については、火山ガス放出量の状態をみて、防災関係機関との調整のうえ決定する。

※ このレベルは三宅村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

※ 別図 1

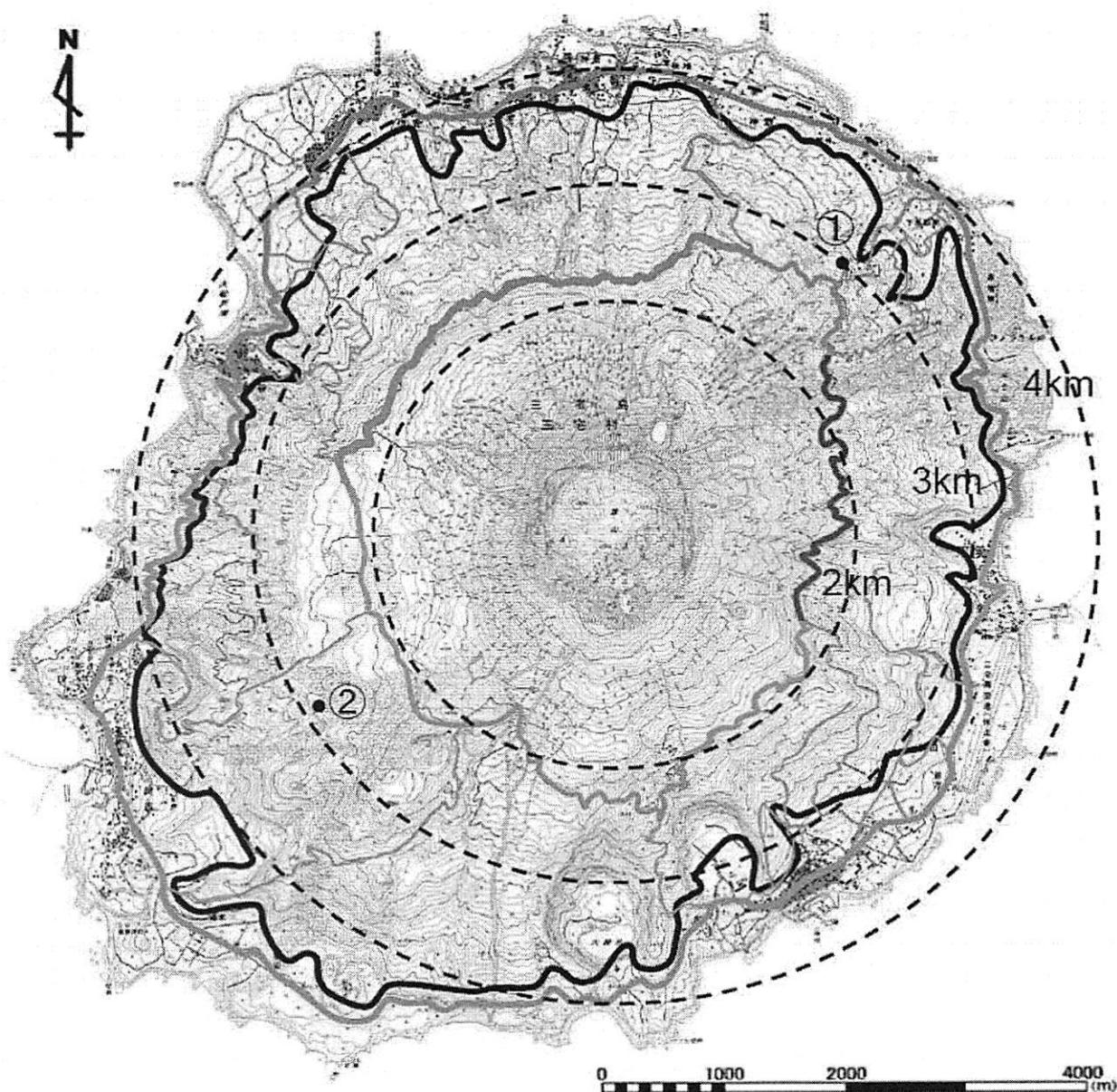


三宅島 山頂噴火におけるレベル毎の影響範囲

島内のエリア名称の説明

- (1) 山頂火口内：雄山山頂にある直径約1.6kmの火口及び火口縁から海岸方向に約100mまでの範囲。
 - (2) 雄山環状線内側：山頂火口内の外側から雄山環状線の内側までの範囲。
 - (3) 居住地域近く：雄山環状線の外側から居住地域の近くまでの範囲。
 - (4) 居住地域：山麓の居住地域。

別図2



三宅島における居住地域、観光施設、主要道路、登山ルートの分布

①：火の山峯展望台、②：手島牧場

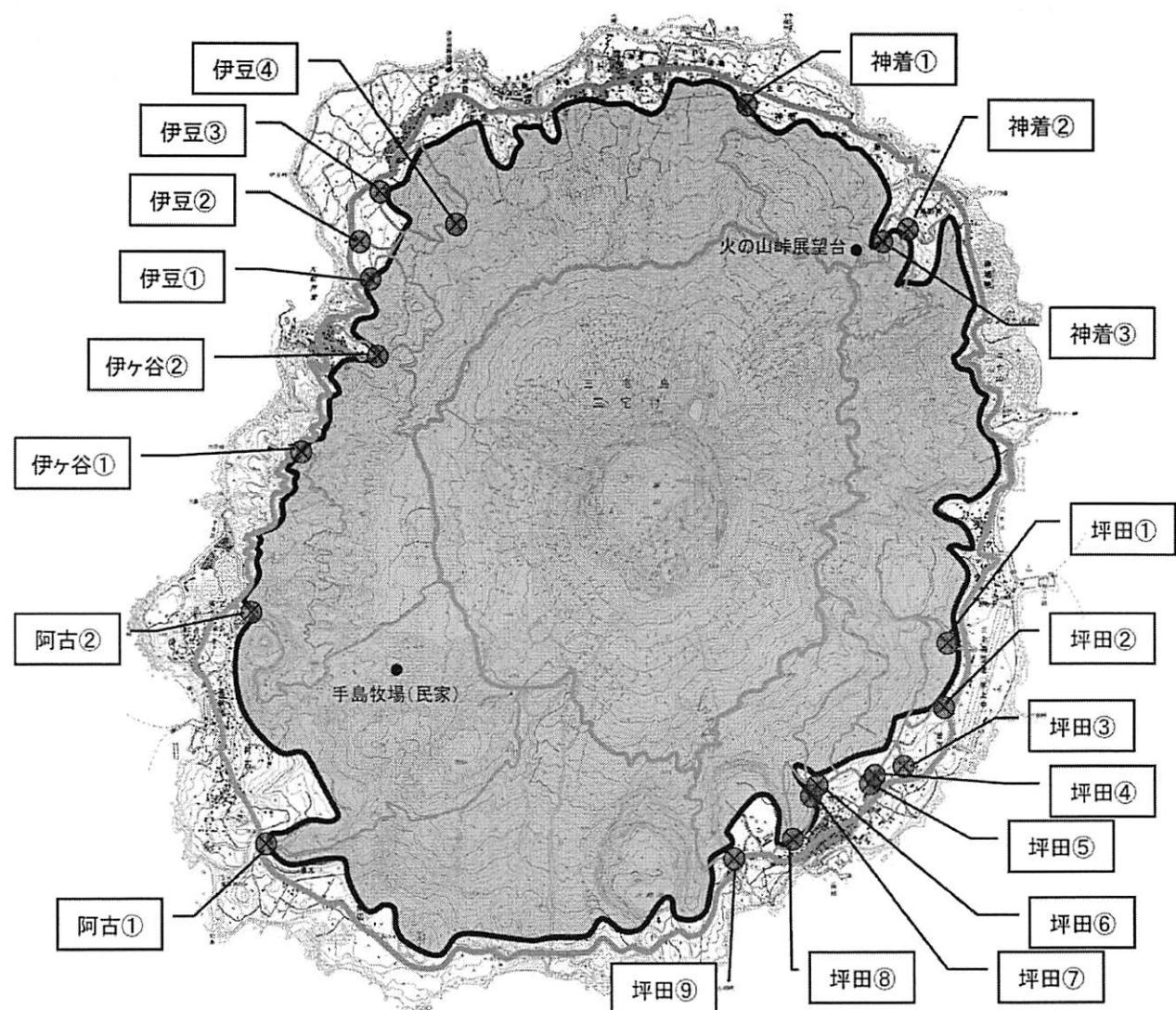
：山頂火口中心部からの同心円。数字は距離を示す。

：居住地域の境界

：都道 212 号線、雄山環状線及び主要な道路

：通行不能区間

別図3



山頂噴火による大きな噴石の影響を想定したレベル3（入山規制）における立ち入り規制および封鎖箇所

▶ : 道路封鎖箇所

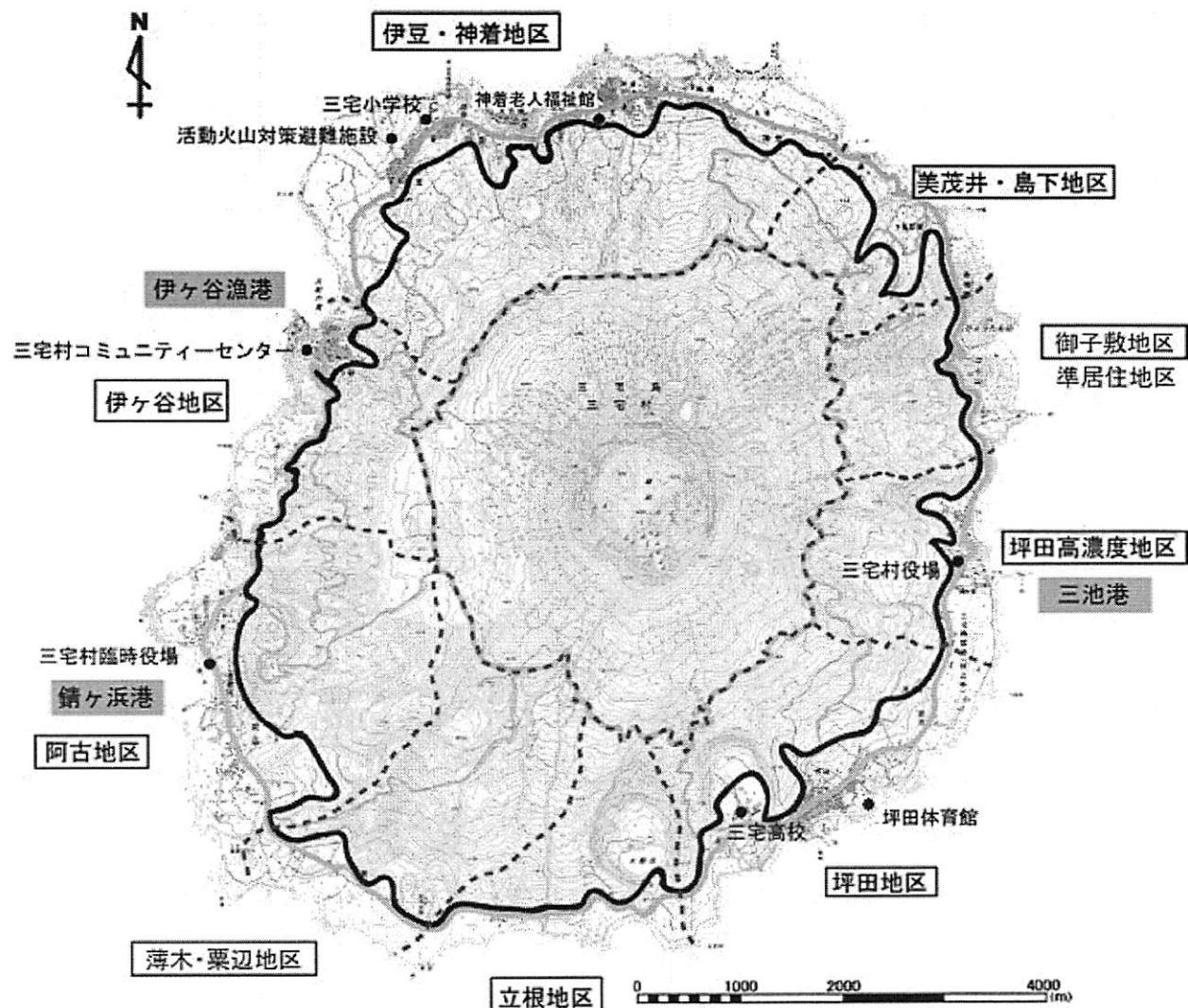
━ : 居住地域の境界

━ : 主要道路

● : 規制区域内（レベル3）の保全施設

■ : 規制区域

別図4



山麓及び山腹噴火発生を想定した避難の対象地区分け及び島内の避難場所等

：噴火及び火山ガスの避難地区境界

：居住地域の境界

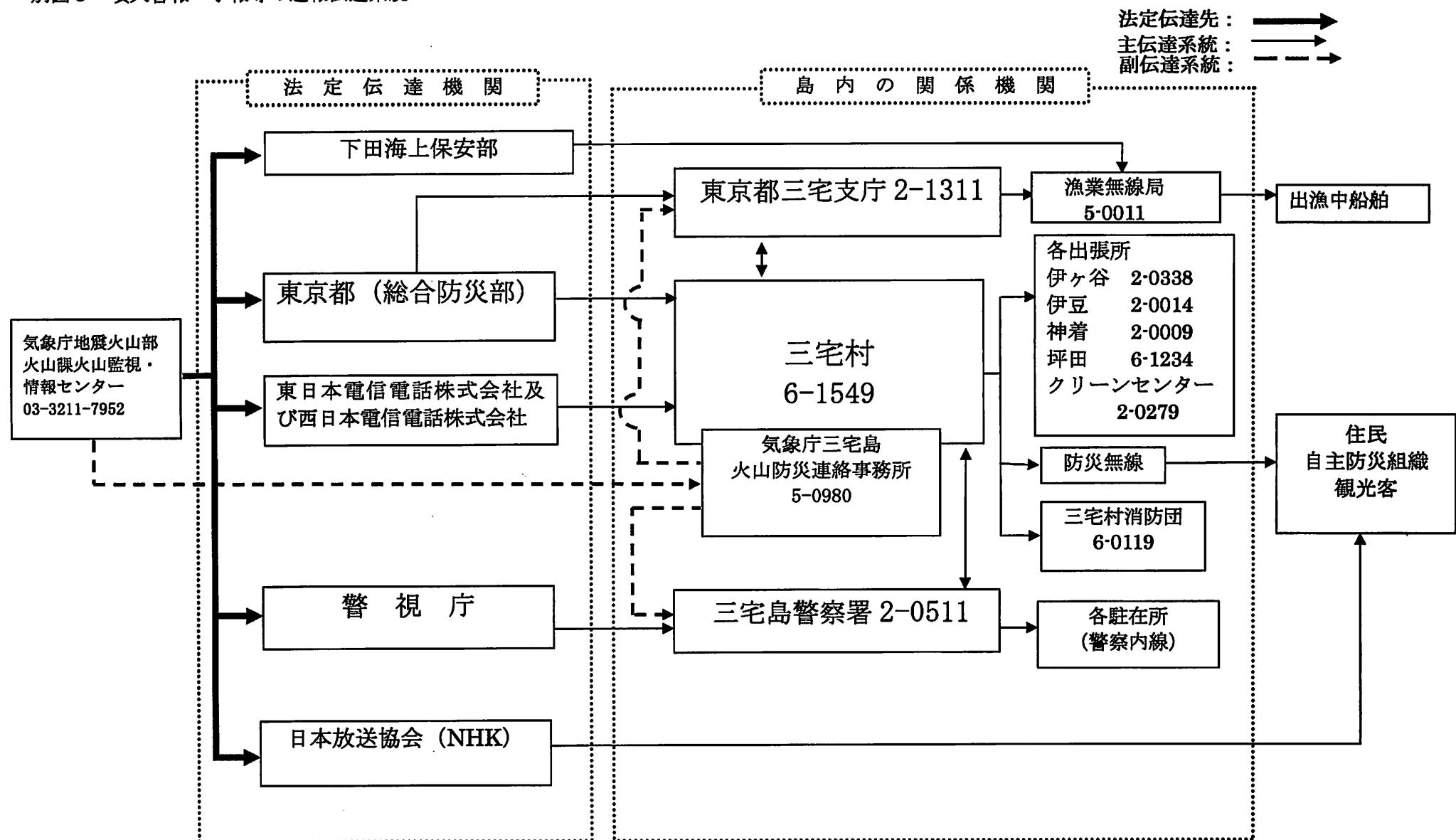
：主要道路

：地区名

：避難港

：避難所

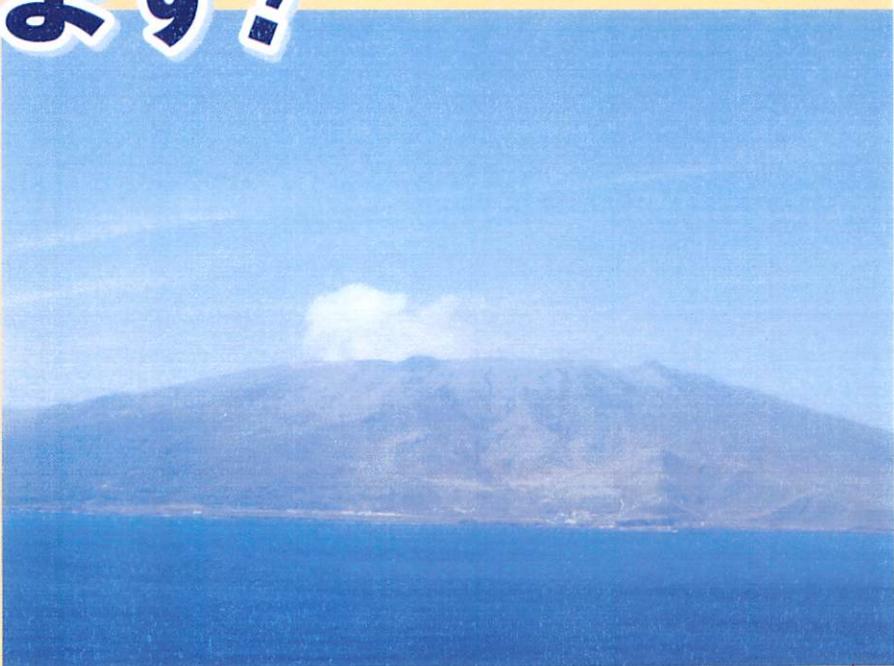
別図5 噴火警報・予報等の通報伝達系統



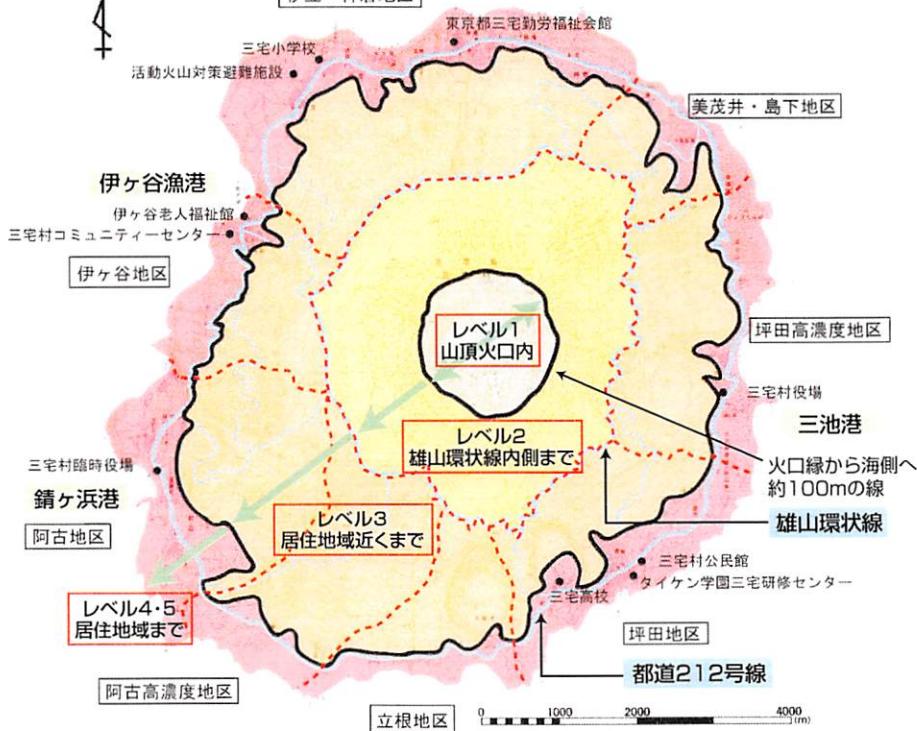
噴火警戒レベルを はじめます！

噴火予報及び警報で発表する
噴火警戒レベルは

- 噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分されています。
- それぞれのレベルに防災機関等の行動がキーワード（「避難」、「避難準備」、「入山規制」等）として示されています。
- 市町村、都道県等の地域防災計画等に定められ、防災対応に活用されることが噴火警戒レベル導入の条件となります。



伊豆・神着地区



■図の凡例

- 噴火及び火山ガスの避難地区境界
- △ 居住地域の境界
- △ 主要道路
- 地区名
- 避難港
- 避難所

■警戒区域の指定について

○山頂火口で噴火の場合
想定される現象に応じて、警戒区域を山頂火口内から居住地域までレベル毎に指定します。

○山麓・山腹噴火の場合
噴火地点と噴火の影響が及ぶ地区を指定します。噴火前に噴火の発生する場所が特定される場合には、その影響の及ぶ地区を指定することがあります。

※左図は三宅村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

三宅島 噴火警戒区域及び避難場所等



本冊子は、FSC認証紙および植物油100% (Non-VOC) の大豆油インクを使用しています。



气象厅地震火山部 火山监视・情报センター
TEL : 03-3212-8341 (内線4526) <http://www.jma.go.jp/>

■東京管区气象台 業務課 TEL : 03-3212-8341 (内線5543)
<http://www.tokyo-jma.go.jp/>

■三宅島火山防災連絡事務所 TEL : 04994-5-0980



三宅島の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応*	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震多発等により、居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火の発生が切迫している <p>過去事例</p> <p>2000年6月26日19時30分頃～：島内で浅い地震が多発、傾斜変動 1983年10月3日13時58分頃～：島内で浅い地震が多発 1962年8月24日噴火の2時間前～：火山性微動発生、次第に振幅増大 1940年7月：12日の噴火の数日前から地震発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大きな噴石や火碎流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは到達が切迫、または多量の火山ガス放出により、居住地域に重大な影響を与える状況が継続している <p>過去事例</p> <p>2000年9月中旬～2005年1月：多量の火山ガス放出継続 2000年8月29日：低温火碎流が島北部の居住地域に到達 2000年8月18日：山頂噴火により、居住地域まで大きな噴石飛散の可能性（その後の調査でレベル4に下げ） 1983年10月3日：15時23分頃、南西斜面で噴火。16時30分頃、新滝池、新鼻付近で噴火。17時15分頃、溶岩流が居住地域（阿古の都道）に到達 1962年8月24日：北東山腹で噴火、溶岩流が沿岸に到達 1940年7月12日：北東山腹で噴火、溶岩流が居住地域に到達</p>
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 山頂火口の噴火活動の高まりなどにより、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火に発展する可能性がある <p>2000年噴火の事例</p> <p>8月10日：噴火</p>
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ● 山頂火口の噴火の拡大等により、居住地域近くまで大きな噴石を飛散させるような噴火に発展する可能性がある <p>2000年噴火の事例</p> <p>7月14日～15日：噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 山頂火口で噴火が発生し、居住地域近くまで大きな噴石が飛散する <p>過去事例</p> <p>明確な記録なし</p>
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。（2008年3月現在、山頂火口から雄山環状線内側まで規制中）。	<ul style="list-style-type: none"> ● 山頂火口で小噴火が発生する可能性がある <p>過去事例</p> <p>2008年1月7日：ごく小規模噴火 2006年8月23日：ごく小規模噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 山頂火口で小噴火が発生し、雄山環状線内側に大きな噴石が飛散する <p>過去事例</p> <p>1940年7月14日朝～：噴火</p>
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ● 火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性がある

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

注2) 火山ガスの多量放出によるレベル5（避難）の設定については、火山ガス放出量の状態をみて、防災関係機関との調整のうえ決定する。

*このレベルは三宅村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められています。